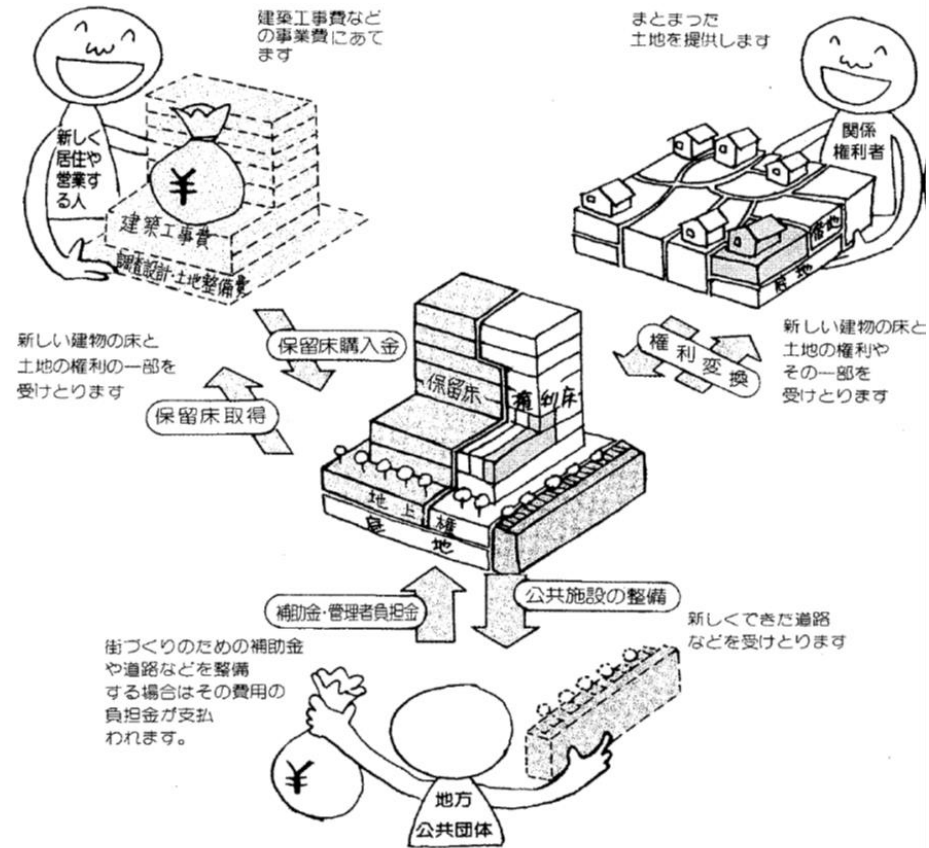


第一種市街地再開発事業 実施状況説明資料

令和2年10月

都市整備局

1. 市街地再開発事業の仕組み



2. 市街地再開発事業の位置付け

◆大阪都市計画区域マスタープランでの位置付け

○市街地の開発及び再開発にあたっては、地域の特性や実情に合わせて、再開発・修復・保全等のさまざまな手法を活用するとともに、住民の協力を得ながら官民一体となった取組を進め、本区域の全体を対象に市街地の計画的な更新を積極的に図っていく。

3. 第一種市街地再開発事業の現状

- 大阪市における第一種市街地再開発事業は、民間施行としてこれまで14地区で事業を実施、または事業化に向けた取り組みを進めている。
- 現在、淀屋橋駅西地区において、都市計画決定、事業認可が完了し、再開発組合において事業が進められている。
- また、玉出地区については、社会経済情勢の変化等により組合設立・事業計画認可には至っておらず、また、準備組合員の高齢化や転出等により活動が停滞しており、今後も事業が実施される見込みがない。